

Google とアメリカ作家組合、アメリカ出版協会会員社との和解について

経緯：

アメリカ作家組合およびアメリカの主要出版社 5 社は、2004 年秋に Google がアメリカのスタンフォード、ハーバード等の大学図書館、ニューヨーク公立図書館等の蔵書を著作権者の許諾なしに書籍等をスキャンし、電子的データベースを構築し、書籍検索、抜粋表示等に利用したことに対して訴訟を提起し、著作者、出版社およびその他のアメリカの著作権者の権利を侵害したと主張した。

2008 年 10 月 28 日に和解が成立したが、この訴訟は、集団訴訟と認定されたため、和解の効力はアメリカ国外の権利者にも及ぶこととなった。このため、南ニューヨーク地区連邦地方裁判所からの通知が、各国の複写権管理団体を通じて、全世界の著作権者および出版社に対してなされている。

和解の当事者となる権利者：

この和解は、2009 年 1 月 5 日以前に出版された書籍および書籍への挿入物について、米国内で著作権法上の権利を有する、すべての著作者、出版社、それらの権利承継者に及ぶ。

アメリカの図書館で所蔵している日本の出版物も相当数がスキャンされていると思われる。

日本の著作権者はベルヌ条約に基づきアメリカ国内でも著作権を有する。

和解内容：

和解によって権利者にもたらされる利益は次の通りである。

- ・ Google の電子的書籍データベースの利用から生じる売り上げ、書籍へのオンラインアクセス、広告収入及びその他の商業的利用から生じる売り上げの 63%
- ・ Google から支払われる利益を徴収し、著作権者に分配するために Book Rights Registry を設立し維持するために Google から拠出される 3450 万ドル
- ・ Google が彼らの著作物を利用するかしないか、するとした場合どの程度かを定める著作権者の権利
- ・ 2009 年 5 月 5 日以前に著作権者の許諾なしに Google がデジタル化を行った書籍及びその挿入物の著作権者に Google から支払われる 4500 万ドル

スキャン済みの著作物については、書籍中の主要著作物（principal work）1 点につき 60 ドル、書籍への挿入物については、15 ドル（全体挿入）あるいは 5 ドル（部分挿入）を各権利者は受け取ることができる。

和解によって、Google は以下の利用を非独占的に行うことができる。

1 . 表示使用 (display use)

a. アクセス利用

- ・教育機関、政府および民間企業等の組織によるデータベース利用権の販売
閲覧、コピー & ペースト、プリントアウト
- ・個人の利用者に対する、データベースへのアクセス権の販売
同上
- ・公共図書館・高等教育機関におけるデータベースへの無償アクセス
限定された数の端末での無償閲覧ができるが、コピー & ペーストはできない。
プリントアウトは有償。
- ・今後開発されるその他の商業的利用

Google と Book Rights Registry が合意することによって可能になる。

新しい商業的利用は Google あるいは Registry のウェブサイトで通知され、権利者はこの利用からすべてあるいは一部の書籍をいつでも排除することができる。

b. プレビュー利用

書籍の最大 20% (隣接する 5 ページを超えない) までを無償で閲覧できる。コピー & ペースト、プリントアウトは認められない。小説では、書籍の最後の 5% または 15 ページは表示しない。

c. スニペット表示

1 単語の検索によって、1 書籍につき最大 3 つの 3~4 行程度の抜粋 (スニペット) が表示される。

d. 書誌情報ページの表示

2 . 非表示使用

書誌情報の表示、テキストの表示を伴わない全文への索引付け、Google における内部的な研究開発等

3 . 広告利用

プレビュー使用ページ、抜粋表示ページ、書誌情報ページへの広告利用。権利者は広告収入の 63% を得ることができる。

4 . 特定の参加図書館による利用

保存のためのデジタル複製、プリントアウト不可の利用者へのアクセス許可、スニペット表示、一定の教室での使用や私的・研究目的使用等。

参加図書館は Book Rights Registry の認証を要する。

5 . リサーチデータベースでの利用

デジタル化した書籍はデータベースに組み入れられ、画像解析、言語分析、検索技術の開発等のために利用される。

上記のうち、1 . の表示使用には、絶版・市販中止の書籍がすべて含まれる。ただし、

権利者の通知によっていつでも取り下げることが可能。一方で、刊行中・市販中の書籍は権利者の意思によって追加することも可能。

市販中 (commercially available) か市販中止か、あるいは刊行中 (in-print) か絶版 (out-of-print) かの判断は、Google が行う。

市販中とは、米国内の伝統的販売経路で入手可能であるということを要するので、日本の書籍の多くはこれに当たらないとされ、表示利用に供される可能性がある。

上記の2から5の利用については、和解に参加した場合、すべての著作物が含まれることになり、特定の利用について取り下げることができなくなる。

ただし、和解に参加した権利者は、上記1から5のすべての利用から特定の書籍について削除することを求めることは可能。削除の期限は2011年4月5日でこれを過ぎるとデジタル化済みの書籍を削除することはできなくなる。

以下の刊行物は、この和解の対象にならない。

- ・ 定期刊行物 (新聞、雑誌)
- ・ 書籍に含まれる写真・イラスト・地図・絵画 (ただし、児童書に挿入されるものを除く)
- ・ 楽譜
- ・ 保護期間経過後の著作物、アメリカ政府の著作物

権利者の選択肢：

和解に参加する： 何らの通知も行わなければ自動的に和解参加となる

参加を拒否する： 2009年5月5日までに通知することが必要。参加を拒否することによって、Google や参加図書館への新たな訴訟提起や抗議を行うことはできるが、過去のデジタル化に対する解決金 (1作品あたり60ドル) を受け取ることはできなくなる。また、参加を拒否したとしても、Google が書籍のスキャンやスニペット表示を行わないという保証はない (Google は当初、「フェアユース」であると主張していた)。

異議申し立てを行う： 2009年5月5日までに、和解条件についてアメリカの裁判所に対して異議を申し立てることは可能。ただし、裁判所に異議を却下された場合は現条件での和解参加となる。

和解に参加した後に表示使用から除外する： 2009年5月5日までに通知を行わず、和解に参加するが、その後、絶版・市販中止の書籍を表示使用から除外することを求める。

和解に参加した後、特定の書籍を削除する： 2009年5月5日までに通知を行わず、和解に参加するが、2011年4月5日までに特定の書籍を Google のデータベースから (ほぼ) 完全に削除することを求める。

以上

通知・申し立てのスケジュール

| | |
|-----------|--------------------------------|
| 2009年5月5日 | 和解参加拒否の申し立て期限 和解への異議申し立ての期限 |
| 2010年1月5日 | 解決金受け取りのための請求期限 |
| 2011年4月5日 | データベースからの特定書籍の削除の申し立て期限 |

【関連リンク】

Google ブック検索和解

<http://www.googlebooksettlement.com/>

最終通知書、和解契約書等

http://www.googlebooksettlement.com/r/view_settlement_agreement

よくある質問(FAQ)

<http://www.googlebooksettlement.com/help/bin/answer.py?answer=118704&hl=ja>

日本書籍出版協会

<http://www.jbpa.or.jp/>

【問合せ】

日本書籍出版協会 調査部

樋口、川又、小杉

電話 03-3268-1303